

保育現場での児童虐待の実態

中添 和代*, 竹内 美由紀, 大池 明枝

香川県立保健医療大学保健医療学部看護学科

Status and Measures for Child Abuse in Preschools

Kazuyo Nakazoe*, Miyuki Takeuchi and Akie Ooike

*Department of Nursing, Faculty of Health Sciences,
Kagawa Prefectural College of Health Sciences*

Abstract

The purpose of this study was to examine the extent of child abuse among preschoolers attending public and private preschools in Kagawa prefecture and measures taken by childcare workers in response to suspected abuse. Childcare workers in every preschool in the prefecture participated in the study, comprising a total of 1,336 subjects. Childcare workers expressed some concerns about suspected child abuse for 1.8 percent of children and consulted a third party in 0.1 percent of cases. There were 65 children who fit the criteria for potential physical abuse and 84 who fit the criteria for potential sexual abuse. The third parties most frequently consulted by childcare workers in cases of suspected child abuse were government children's consultation offices, social welfare offices and coworkers. Eighty percent of childcare workers had already known that they had a legal obligation to notify the appropriate authorities of suspected child abuse. It seemed to be necessary to consider a counter-measure for child abuse.

Key Words : 児童虐待 (Child Abuse), 保育所 (Preschool)
虐待の予防 (Prevention of Child Abuse)
香川県 (Kagawa Prefecture)

*連絡先: 〒761-0123 香川県木田郡牟礼町大字原281-1 香川県立保健医療大学保健医療学部看護学科 中添 和代

*Correspondence to: Kazuyo Nakazoe, Department of Nursing, Faculty of Health Sciences, Kagawa Prefectural College of Health Sciences, 281-1 Hara, Mure-cho, Kita-gun, Kagawa, 761-0123, Japan

はじめに

近年、社会問題として児童虐待への関心が高まり、わが国の虐待防止活動は飛躍的に前進してきた。

しかし、児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は増加の一途をたどっており、香川県においてもこの10年間で10倍を超えている。

また、被害を受けた子どもの年齢では、就学前が約6割を占め、その虐待者の大半が母親という状況である。特に、虐待によって死亡した事例の7割が3歳児以下である¹⁾ことから、妊婦から乳幼児に関与できる地域保健の役割は大きい。また、児童虐待の発生・再発予防において、保健師だけでなく保育士や児童民生委員、子育てボランティアなど幅広い援助が必要であり、その家庭にかかわる多くの機関との連携も不可欠である²⁾。

就学前の子どもや保護者にかかわる保育所は、保育を通じて虐待の第一発見者となることが多く、関係機関と連携して保護者への指導、援助を行う重要な役割を担っている。

本研究は、「NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・かがわ」が平成16年7月に香川県内の保育士を対象に実施した「子ども虐待に関する調査」をもとに、保育現場での乳幼児の虐待の実態や保育士の虐待に関する意識を明らかにし、虐待防止を推進することを目的とした。

研究方法

1. 対象および調査方法

香川県内の全保育所・園（公立保育所129、私立保育所・園77）に勤務している保育士のうち入所児童の主担当者を対象とした。

調査には、無記名自記式の質問紙を用い、香川県子育て支援課、各市町保育所担当課に調査協力を依頼し、各課を経由して2週間の留め置きを経て郵送により回収した。対象者には、調査の趣旨および個人が特定できないよう統計処理されることを書面で説明した。

調査期間は、2004年7月5日～7月31日である。

2. 調査項目

1) 基本的属性

属性の内容は、性別、年齢、保育士経験年数とした。

2) 乳幼児調査

子どもの様子については、保育士が担当して

いるクラスの乳幼児の様子を尋ねた。子どもの重複を除くために、複数で担当している場合は、主担当者の方に記載を依頼した。

質問項目は、0歳児と1歳～5歳児用に分けた。質問は、①香川県子ども女性相談センター発行の関係者のための子ども虐待防止の手引き：虐待を疑わせるサイン（乳児7項目、幼児16項目）、②気がかりな子ども、虐待の疑いがある子どもの数、③虐待を疑う内容、④虐待の疑いがある子どもについての相談先とした。

3) 保育士の意識調査

質問項目は、①担当する子どもが被虐待児である疑いをもった場合の相談先（3カ所を選択）、②通告義務の既知とした。

3. 分析

集計にはSPSS12.0J for Windowsを用い、不明および未記入回答は除いた。保育士数および入所児童数は、平成16年保育所職員調査票（H16年4月1日現在）を参照した。

結果

1. 対象者の属性

調査に協力を得た保育士回答は、2,520名（回収率76.5%）。そのうち入所児童の主担当保育士1,336名を有効回答とした。

対象の性別では、女性が1,284名（96.1%）、男性が15名（1.1%）で、年齢は、20歳代が427名（32.0%）、30歳代が261名（19.5%）、40歳代が466名（34.9%）であった。経験年数は、1年未満から48年で平均13.7±9.9年であった（表1）。

表1 対象の属性 n=1,336

項目		人数	%
性別	男性	15	1.1
	女性	1,284	96.1
	無回答	37	2.8
年代	20歳代	427	32
	30歳代	261	19.5
	40歳代	466	34.9
	50歳代	139	10.4
	60歳代	4	0.3
無回答		39	2.9
経験年数	13.7年（標準偏差9.9年）		

2. 乳幼児調査

1) 子どもの年齢と虐待を疑わせるサイン

(1) 乳児

0歳児の虐待を疑わせるサイン項目に該当する乳児数は、「表情や反応が乏しく笑顔が

少ない」が18名(23.4%),「特別の病気がないのに体重の増えが悪い」が22名(28.6%),「いつも不潔な状態である」が21名(27.3%)であった。

身体的虐待の可能性を示す「不自然な傷がある」は2名(2.6%),「時折、意識レベルが低下する」は1名(1.3%)であった(表2)。

(2) 幼児(1歳児～5歳児)

表2 虐待を疑わせるサイン(0歳児)

項目	人数	%
Q1 表情や反応が乏しく笑顔が少ない	18	23.4
Q2 特別の病気がないのに体重の増えが悪い	22	28.6
Q3 いつも不潔な状態である	21	27.3
Q4 おびえた泣き方をする	4	5.2
Q5 不自然な傷がある	2	2.6
Q6 時折、意識レベルが低下する	1	1.3
Q7 予防接種や健康診査を受けていない	9	11.7
合計	77	100.0

1歳児～5歳児の虐待を疑わせるサイン項目に該当する幼児数は、「かんしゃくが激しい」が641名(22.6%)と最も多く、各年齢別にみても該当児数が一番多かった。「他者とうまく関われない、集団から離れ孤立することが多い」が380名(13.4%)で、年齢別

では5歳児が60名(17.4%),3歳児が118名(16.4%)と多かった。

身体的虐待の可能性を示す「不自然な傷(打撲や火傷など)や頻回な傷がある」は38名(1.3%)みられ、「傷に対する親の説明が不自然である」も24名(0.8%)みられている。

「他児に対して乱暴である、動物に対するいじめがある」は326名(11.5%)であった。

成長発達面では、「言葉の発達が遅れている」が448名(15.8%),「身長や体重の増加が悪い」が92名(3.2%)であった。

生活習慣・行動面では、「衣服や身体が常に不潔であったり、季節にそぐわない服装をしている」が180名(6.3%),「基本的な生活習慣が身につけていない」が289名(10.2%),「がつがつした食べ方をしたり、人に隠して食べるなどの行動がみられる」が87名(3.1%)であった。

性的虐待の可能性を示す「衣服を脱ぐことに異常な不安を見せる」は24名(0.8%),「年齢不相応の性的な言葉や性的な行為が見られる」は47名(1.7%),「他者との身体接触を極端に怖がる」は13名(0.5%)であった(表3)。

表3 虐待を疑わせるサイン(1歳児～5歳児)

単位:人 %

項目	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
Q8 表情の深みがなく、元気がない	38 6.0	37 5.6	46 6.4	34 7.0	29 8.4	184 6.5
Q9 他者とうまく関われない、集団から離れ孤立していることが多い	64 10.2	70 10.6	118 16.4	68 14.1	60 17.4	380 13.4
Q10 かんしゃくが激しい	168 26.7	165 24.9	158 21.9	90 18.6	60 17.4	641 22.6
Q11 不自然な傷(打撲や火傷など)や頻回な傷がある	7 1.1	2 0.3	11 1.5	13 2.7	5 1.4	38 1.3
Q12 傷に対する親の説明が不自然である	3 0.5	2 0.3	8 1.1	8 1.7	3 0.9	24 0.8
Q13 他児に対して乱暴である、動物に対するいじめがある	79 12.5	56 8.4	82 11.4	60 12.4	49 14.2	326 11.5
Q14 言葉の発達が遅れている	91 14.4	138 20.8	119 16.5	52 10.8	48 13.9	448 15.8
Q15 身長や体重の増加が悪い	17 2.7	20 3.0	19 2.6	24 5.0	12 3.5	92 3.2
Q16 衣服や身体が常に不潔であったり、季節にそぐわない服装をしている	43 6.8	57 8.6	33 4.6	30 6.2	17 4.9	180 6.3
Q17 基本的な生活習慣が身につけていない	71 11.3	63 9.5	78 10.8	52 10.8	25 7.2	289 10.2
Q18 がつがつした食べ方をしたり、人に隠して食べるなどの行動がみられる	28 4.4	12 1.8	16 2.2	18 3.7	13 3.8	87 3.1
Q19 衣服を脱ぐことに異常な不安を見せる	6 1.0	10 1.5	6 0.8	1 0.2	1 0.3	24 0.8
Q20 年齢不相応の性的な言葉や性的な行為が見られる	4 0.6	7 1.1	8 1.1	16 3.3	12 3.5	47 1.7
Q21 他者との身体接触を極端に怖がる	1 0.2	4 0.6	4 0.6	4 0.8	0 0.0	13 0.5
Q22 何かと理由を付けて、家に帰りがたらない	2 0.3	9 1.4	3 0.4	1 0.2	3 0.9	18 0.6
Q23 連絡もなく登園してこない、家庭訪問をすると、親が不在だったり、まだ寝ていたりして、食事を与えられていなかったりする	8 1.3	11 1.7	11 1.5	12 2.5	8 2.3	50 1.8
合計	630 100.0	663 100.0	720 100.0	483 100.0	345 100.0	2,841 100.0

- 2) 気がかり・虐待の疑いがある子ども
- (1) 気がかりな子どもについて、「気がかりな子どもはいない」と回答した保育士が916名(68.6%),「少し気がかりな子どもいる」が238名(17.8%),「虐待の疑いがある」が18名(1.3%),無回答が164名(12.3%)であった。
- (2) 気がかりな子ども・虐待の疑いがある子どもの人数では、「少し気がかりな子ども」が347名(1.8%),「虐待の疑いがある」が17名(0.1%)であった。なお、「少し気がかりな子どもがいる」および「虐待の疑いがある」と回答した保育士のうち8名が、子どもの人数について無回答であった。
- 3) 虐待を疑う内容
- 虐待を疑う内容では、顔に叩かれた跡や引っかき傷がある、送迎時に実際に叩く場面を目撃したなどの「身体的虐待」や入浴していない、長時間おむつ交換をしていない、夜間小さい子どもだけで過ごしている、病気でも病院に連れて行かないなどの「ネグレクト」、頭の方に手をもっていくと「子どもがおびえた行動をとる」、児童相談所から連絡が入り注意深く観察しているなどがあった。
- 4) 虐待の疑いのある子ども(17名)についての相談先(複数回答)
- 虐待の疑いのある子どもを担当している保育士の全員が、他機関に相談していた。相談機関としては、児童相談所が12名(70.6%),保健所

・保健センター(保健師),福祉事務所・母子保健担当課(市町役所)および教育委員会(市町役所)が各4名であった。

3. 保育士の意識調査

- 1) 担当する子どもが被虐待児である疑いをもった場合の相談先として3カ所記入した者が1,281名(95.8%)であった。相談先では、児童相談所1,053名(78.8%),福祉事務所・母子保健担当課(市町役所)858名(64.2%)が多く、次いで同僚768名(57.5%)となっている。保健所・保健センターは665名(49.7%)で約半数である。その他(85名)の内容では、所長や主任などの上司が64名(75.3%)と多かった(表4)。

2) 通告義務

すべての国民に虐待などの通告義務があることを「知らなかった」のは165名(12.3%),無回答は121名(9.1%)であった。

考 察

1. 被虐待児の頻度

乳幼児の虐待は全事例の約6割を占め、乳幼児の400人に1人が毎年虐待事例化しているという報告³⁾もあり、保育所はハイリスクな機関と捉えることができる。今回の調査では、虐待の疑いで保育士が他の機関に相談した児は0.1%であったが、少し気がかりの児をハイリスク群ととらえると約2%の入所児童が事例化する可能性もあり、

表4 虐待されている疑いを持った場合の相談先 n=1,336

相 談 先	合 計	%
① 児童相談所(子ども女性相談センター)	1,053	78.8
② 保健所・保健センター(保健師)	665	49.8
③ 精神保健福祉センター	24	1.8
④ 福祉事務所・母子担当課(市・町役所)	858	64.2
⑤ 教育委員会(市・町役所)	91	6.8
⑥ 小児科医	62	4.6
⑦ 警察	32	2.4
⑧ 人権擁護委員会	11	0.8
⑨ 同僚	768	57.5
⑩ 民生委員	45	3.4
⑪ 主任児童委員	37	2.8
⑫ 子どもと家庭の電話相談(香川県子ども女性センター内)	114	8.5
⑬ こころの電話相談(香川県精神保健福祉センター内)	21	1.6
⑭ 家庭教育電話相談(香川県教育委員会生涯学習課内)	16	1.2
⑮ 香川いのちの電話(香川いのちの電話協会)	13	1
⑯ その他(所長, 上司, 所内の保育士, 知人の専門家など)	85	6.4
無回答	114	8.5

今後の見守りが必要である。

具体的な被虐待を疑わせるサイン項目では、乳児の「不自然な傷がある」および「時折、意識レベルが低下する」、幼児の「不自然な傷や頻回な傷がある」および「傷に対する親の説明が不自然である」などの身体的虐待の可能性を示す項目に該当する児が65名みられた。虐待を受けた児は、程度の差はあれ発達・行動・心理的な問題が表出してくる。特に、身体的虐待は、死につながる頻度が高い。そのため保育士には、子どもの状態や送迎時の親子の様子から、虐待を発見・介入する知識や技術が求められる。

また、「他者とうまく関われない」、「かんしゃくが激しい」、「言葉の発達」や「身長・体重」などは、各年齢別該当児数の上位を占めているが、子どもの成長・発達の評価項目にも該当する内容であるため、総合的な判断が必要になる。特に、集団生活の場では、他児の成長・発達が親の育児不安となり、虐待につながる場合もあるため、保護者の不安に寄り添いながら支援することが重要である。

今回の結果で注目すべきことは、性的虐待の可能性を示す項目に該当する児が84名みられたことである。児童虐待の中でも性的虐待は、子どものその後の人生に重大な影響を及ぼす虐待であり、対応の全ての段階で特別な配慮が必要な虐待⁴⁻⁶⁾といわれている。しかし、保健師、看護師、保育士、医師などの専門家ははじめ子どもにかかわる全ての人の認識は少なく取り組みも遅れている⁴⁻⁷⁾。この原因の一つとして、性的虐待についての教育が十分なされていないことがあげられる。また、性的虐待は大きなトラウマになることから早期発見・早期対応には、今後の専門家教育が不可欠である。

これまでの虐待対応は身体的虐待、ネグレクトを中心に進められてきた。今後は、性的虐待や心理的虐待への対応を確立していかなければならない。

2. 発見後の対応

虐待の疑いがある子どもを担当しているすべての保育士が他の機関と連携をとり対応していた。相談先としては、児童相談所が最も多かった。

各電話相談、民生委員、主任児童委員、小児科医、教育委員会、精神保健福祉センターなどをあげた保育士は、10%未満であり、保育士の相談先としての位置づけは弱いものと思われる。

また、平成15年度香川県の虐待ケースの経路別状況では、保育所から児童相談所へ連絡された件数は29件(11.1%)であり、年々増加している⁸⁾。調査の結果でも大半の保育士が通告義務について知っていた。これにより児童福祉法第25条の要保護児童発見者の通告義務や発見の努力をすべき職種、通告義務、通告が守秘に優先することが明記された⁹⁾児童虐待防止法など虐待に関する保育士の周知度は高いことが分かる。児童虐待防止法は、今年改正され(<http://www.ron.gr.jp/law/law/gyakutai.htm>)、職務関係者個人のみならず、所属する団体についても責任を負うことや通告義務の対象が虐待児だけでなく疑いのある児童に拡大された。

しかし、通告だけでは問題は解決できないことから、通告後も児童相談所のみ任せではなく、共同で対応することが重要である。

最後に、保育士の大半が、同僚や上司を虐待の相談先にあげていることから、保育所内の相談体制の整備がまず重要であり、その上で他の機関とも連携しながら子どもや親を支援できる体制の整備が期待される。

保育所では入所児童を複数の保育士で担当するため重複を避けるために、主担当保育士のみ回答を求めた。しかし重複回答もうかがえたため、今回は虐待を疑わせるサインの該当児数から被虐待児を推定した。

おわりに

今回、香川県の保育士からみた保育現場の虐待の実態を第1報として報告した。

今後、保育士が気になり親子の様子や虐待対応の経験、予防への取り組みをまとめ、その結果を踏まえた児童虐待防止対策や虐待防止ネットワークの強化の推進を提案していきたい。

文 献

- 1) 谷村雅子(2004)わが国の児童虐待の実態と関係機関の取り組みの工夫。子どもの虐待とネグレクト6(2): 209-217.
- 2) 安部計彦(2003)予防的「保護者支援」の方法論と課題。地域保健: 5-14.
- 3) 小林登(2002)児童虐待全国調査。子どもの虐待とネグレクト4(2): 276-297.
- 4) 奥山真紀子(2004)日本における性的虐待への対応の現状と課題。子どもの虐待とネグレクト6(2): 175-

180.

- 5) 奥山真紀子 (2004) 性的虐待へのケアと治療. そだちの科学 2 : 55-61.
- 6) 岡本正子, 渡辺治子, 前川桜, 薬師寺順子, 木村百合, 西本美保, 山本恒雄ほか (2004) 実態調査からみる児童期性的虐待の現状と課題. 子どもの虐待とネグレクト 6 (2) : 156-174.
- 7) 北山秋雄, 荒堀憲二, 石山一船, 須藤八千代, 内藤和美 (1997) “子どもの性的虐待”, 大修館書店, 東京, p

7.

- 8) 香川県子ども女性相談センター香川県知的障害者相談所 (2004) 平成15年度業務概要. P34-35.
- 9) 社団法人日本看護協会 (2003) “看護職のための子ども虐待予防&ケアハンドブック”, 日本看護協会出版会, 東京, p81.

受付日 2004年10月29日